災害時における大阪府内社協間災害ボランティアセンター
運営支援者に関する相互支援協定

災害ボランティアセンター運営支援者の活動および運用マニュアル

このマニュアルは、大阪府内の社会福祉協議会が締結する「災害時における大阪府内社協間災害ボランティアセンター運営支援者に関する相互支援協定」に基づき、災害時に府内近隣での顔の見える関係の中で、災害ボランティアセンターの運営全体について総合的な支援を担う「運営支援者」の活動および仕組みの運用についてまとめた手引き書です。

社会福祉法人 大阪府社会福祉協議会
大阪府市町村社会福祉協議会連合会

平成 25 年 3 月

目　次

はじめに　災害ボランティアセンター運営支援者の位置づけ ……02

Chapter Ⅰ　運営支援者が取り組む内容　05

1. 先遣活動の実施 ……07
2. 「災害VC活動計画」の策定 ……09
3. 「被災地社協災害VC運営支援計画」の策定 ……10
4. 災害VC開設および活動展開にむけたインフラ等の整備 ……12
5. 多様な団体との協働、関係性の構築 ……14
6. 府内災害VCの情報共有 ……14
7. 場面の展開を見据えたアドバイスとサポート ……16

Chapter Ⅱ　被災地社協の確認事項　17

1. 運営支援者の派遣要請について ……19
2. 運営支援者とともに行うこと ……19
3. 運営支援者の位置づけ ……19

Chapter Ⅲ　派遣に関する具体的な仕組み　21

1. 派遣の決定 ……23
2. 先遣隊の構成パターン ……23
3. 活動に係る費用について ……24
4. 連絡調整機能について（市町村社協間）……24
5. 連絡調整機能について（運営支援者間）……24
6. ブロック内における支援との関連 ……24

Chapter Ⅳ　運営支援者養成のための仕組み　25

1. 人材の養成計画について ……27
2. 人材の選定 ……27
3. 人材養成プログラムについて ……27
4. 養成のための費用負担 ……28
5. 登録者の管理 ……28
6. 養成の目的 ～社協職員としての基盤強化を目指す～ ……28

Chapter Ⅴ　様　式　集　29

災害ボランティアセンター運営支援者の位置づけ

阪神淡路大震災以来、被災地には多くのボランティアが駆け付けました。その後、全国各地で起きた災害支援の経験から、さまざまなNPOや、企業や各種団体の活動も活発になり、その支援の輪は大きく広がり、支援活動の内容も非常に多様になってきました。

このような中、被災地におけるボランティア活動のコーディネートを担う「災害ボランティアセンター（以下、災害VC）にはその役割について被災地内外から大きな期待がよせられています。

災害VCを運営するにあたって、まずは平時からの社協活動や活動基盤を中心に取り組むのが基本になりますが、一方で、被災地の災害VCの現場では災害支援特有の活動物資やインフラの整備、今まで関わりのなかった団体との連携、災害ボランティア活動と社協事業の展開の見通しなど、これまで経験をしたことがない事柄や調整事項が毎日のように起こります。

各被災地の災害VC現場ではこのような調整等に翻弄され、地域に出向いたニーズのキャッチや、組織活動を展開するといった本来の地域福祉活動に取り組みにくい現状も多々見受けられます。

大阪府内では今までさまざまな被災地へ府社協と市町村社協との連携のもと、多くの支援職員を派遣してきました。その結果、現在では大阪府内には豊富な経験を積んだ多くの社協職員がおり、今後大阪府内の市町村が被災した場合、このような経験値を積んだ職員が、被災地の災害VCの運営をともに担うことで、より社協の力を活かした災害VC運営につながっていくものと考えられます。

本来、市町村社協の被災状況をいち早く確認するために現地に入り、災害VCについても適切な運営の支援を行っていく役割は府社協の役割ではありますが、地震や水害によって大阪も広域複数被災することが想定され、また東日本大震災をはじめこれまでの事例から見ても府社協単独でその役割を果たすのは困難であることは明確です。また、最悪の想定として、府社協が被災して機能しない場合の対応も含んで対策を考えておくことも重要になります。
このような視点からも、災害VC運営支援者を養成し派遣する仕組みを府社協と市町村社協が一体となって構築することは、これからの災害対策において欠かせない重要な備えの一つといえます。

また全国レベルでは、災害ボランティア支援プロジェクト会議（以下、支援P）において、経験や研修を積んだ人材が、災害VCの運営支援者として、そのノウハウやネットワーク力をもって各被災地でその力を発揮し、ボランティア活動の推進に大きく貢献されています。
一方で派遣期間や移動距離の課題、支援に入るときに顔の見える関係がない、社協事業全体像の理解が困難であるなど、その課題も見えてきています。

今、被災地での経験をもって社協における災害VCの全体的サポートを行うとともに、前記の支援Pや外部支援者とも連携し、その支援がよりスムーズに展開できるよう、つながりをつくる役割をもった人材が求められています。
それがまさにこの「災害VC運営支援者」に求められる役割なのです。

今回の「災害VC運営支援者」養成の目的は災害時における支援が重点です。
しかし、災害時には日頃の地域福祉の実践力が赤裸々に試されるといっても過言ではありません。災害時においてもその支援は、日々の社協活動と同じく住民主体の原則によって行われるべきものであり、地域住民からのニーズがあるからこそボランティアの支援の力が必要となります。
社協が災害支援にかかわる本質はまさにここにあり、平時における取り組みの中で築いてきた関係性の中、地域住民や支援に関わるボランティアの心情を理解し、そのマンパワーを生かすことができるのが社協職員なのです。
よって、「運営支援者」の養成および活動においては、災害時の専門的な経験や知識を深めるとともに、災害対応だけに特化することなく、基本的にコミュニティワーカーとしての力量の向上につなげるものとして、その研修内容等の検討について、社協の本来事業との連携を十分に考慮して取り組むことが必要です。

＊運営支援者とは…＊

大阪府内が被災した場合に、「災害時における大阪府内社協間災害ボランティアセンター運営支援者に関する相互支援協定」に基づき、災害ボランティアセンターの運営支援に関わりながら、被災地の社協全体の動きとの調整を行うために指定の研修を受けて養成された府社協職員および府内市町村社協職員のことを言います。

災害ボランティアセンター運営支援者の派遣の流れとその役割について

発災

■被災規模、現地の状況把握
■府社協において先遣隊（第１クール）の派遣検討、人選
■府社協会長命令で先遣隊の派遣決定・派遣要請
●様式（1-1）

先遣隊の派遣

■災害ＶＣ立ち上げなど経験豊富で先遣隊リストに登録されたメンバー
■基本的に府社協と市町村社協職員の2人1組。基本期間は1週間
■先遣活動の実施（Ｐ７～）
●被災地社協アセスメントシートの作成（様式２）
●災害ＶＣ活動計画の作成（様式３）
●被災地社協災害VC運営支援計画の作成（様式４）
➡近畿ブロックや全国への支援要請につなげる

派遣の検討・調整

■府社協災害救援本部において派遣の可否が決定される
■被災地社協会長からの要請と先遣隊の報告をもとに、府内社協災害支援連絡会で派遣職員を選出し、府社協会長が決定する
■府社協会長から所属社協会長へ職員の派遣依頼
●様式（1-1）および様式（1-2）

第2クール以降の運営支援者派遣

■原則１名、派遣期間は最低１週間を基本とする
■災害ＶＣの開設、活動展開にむけたインフラ等の整備（Ｐ１２～）
■多様な団体との協働、関係性の構築（Ｐ１４）
■府内災害ＶＣ間の情報共有（Ｐ１４）
■運営支援者現地連絡会の開催
●災害ＶＣ活動計画・被災地社協災害VC運営支援計画は一定期間ごとに作成

支援の変化

■場面の展開を見据えたアドバイスとサポート（P16）
■災害ＶＣの規模の縮小や閉所のタイミングも見計らいながら派遣者の人選を行う

運営支援者の派遣終了

■継続的な派遣の終了時期については、被災地社協や災害ＶＣ関係者の意向、地域のニーズ等をくみながら、府内社協災害支援連絡会において協議のうえ、府社協災害救援本部が判断する。

復興期における継続的支援

Chapter
I

運営支援者が取り組む内容

「運営支援者」は発災直後から、災害VCの立ち上げ、災害救援活動から生活支援展開期まで、すべてのフェーズにおいて災害VCの運営全般に関わりながら、社協全体の動きとの調整や、社協以外の支援者とのつなぎ・連携の要としての役割を担います。本章ではその役割等を具体的に整理しています。

1 先遣活動の実施

■被災地にいち早く駆け付ける

発災直後、現地は大きな混乱に見舞われます。そのような中、被災地からSOSを発信するのは極めて困難な状況であることが十分想定されます。よって、まずは現地の連絡を待つことなく、協定に定める派遣の適応基準に従い、運営支援者を被災地に派遣します。（特に第1クールは先遣隊と呼びます）

何よりも被災地にとって知った顔の関係者がいち早く駆け付けてくれることはとても大きな安心感につながります。

■派遣命令と先遣隊の構成および派遣期間

先遣隊の派遣は適応される災害の基準に基づき、府社協会長からの要請によって行われます。**（P30「様式 1-1」）**

先遣隊のメンバーは、災害VCの立ち上げ経験など、特に経験豊富で先遣隊リストに登録された運営支援者の中から選出されます。**（P28「登録者の管理」参照）**

被災状況によってはさまざまな派遣の構成が想定されますが、基本的に先遣隊は府社協職員と市町村社協職員の2名1組で隊を構成します。**（P23「先遣隊の構成パターン」参照）**

コラム どうして一番に駆けつけるの…

あなたはどうして被災地に駆け付けるのですか?

運営支援者として登録されているから?それとも命令があったから? 私が被災地に駆けつける理由はただひとつ。“あの人のために何かできることを…”と思う気持ちからです。

そして、「あの人」とは社協の仲間であり、被災された方々なのです。

余震が続き電気もガスも水道もストップし、携帯電話も通じない混乱のなか、知った顔がそばにいてくれたらどれだけ安心できるでしょう。

今後の方針づくりや外部との連絡調整役を担ってくれたらどれだけ心強いでしょう。そう考えると、自然と行動に移せるのではないでしょうか。

また、これを制度として運用するには、組織としてのルールづくりや、普段からの意識づけ・取り組みが大切です。そして重要なのは**普段から顔の見える関係をつくること。**これは社会福祉協議会としての事業活動そのものではないでしょうか…

～被災地職員派遣での経験より～

■「被災者主体」の理念をもって初期の判断の場面に寄り添う

発災直後、被災地の社協は組織体制を早急に整え、利用者や職員の安否確認、行政や関係者と連携し被災地の状況把握に取り組まなくてはなりません。

そして、これらの取り組みと並行して災害VCの設置についても検討を始めます。被災地では「被災したからとにかく災害VCを設置」、「協定に書いてあるからとりあえず設置」となりがちです。特に日頃から熱心に訓練を重ねてきた地域には、このような傾向が強く現れやすいかもしれません。

また、災害VCを立ち上げた経験のない社協では社協自身でその判断や方向づけは難しいことも想定されます。

運営支援者は、まず「被災地社協アセスメントシート」**(P32「様式2」)**を作成します。被災地の状況から客観的に判断し、災害VCが被災地支援にとって有効な手段であることを十分に理解し、関わるスタッフ全員が一致して「被災者が主体となる災害VC設置」に向けた動きをつくりだしていくように導いていかなくてはなりません。つまり、運営支援者はコンセンサスの流れをつくりだすことが重要な役割の一つになります。

そこで、運営支援者は被災地社協とともに、被災地やその社協の状況を客観的に捉え、災害VCの設置について考え、その判断の支援に取り組みます。

コラム センター立ち上げ直後、方針が定まらず…

○×社協災害ボランティアセンターが立ち上がって2日目。

当初から地元社協では、「一度にたくさんの依頼が押し寄せても困る」というセンター長の思いもあり、「当面は避難所内の依頼に限定して受ける」という方針を打ち出していた。

ただ、現場に行くと、職員Aが「本当にそれでいいのか…上司はそう言っているが、泥出しに困っている人も多いのでは…」と困惑した様子だった。

まずはセンター長の不安な気持ちに寄り添いながら、今後の想定される依頼内容や、たくさんのサポート体制、中長期的な動向を伝え、同時に形式的だった全体ミーティングの改善を提案。会議の進行も補佐し、後日全体ミーティングで職員Aから「試験的に対応した泥出しケースの依頼者のおばあちゃんが涙ながらに喜んでくれた」というエピソードを話してもらうと、一気にセンターの雰囲気が変わり、「泥出し依頼もこれからは受けていこう!」と前向きな議論につながった。

運営支援者が表に出すぎず、現場の思いや組織運営のあり方を側面からサポートすることの必要性を改めて実感した事例だった。

～被災地職員派遣での経験より～

2 「災害VC活動計画」の策定

■被災地の活動の見通しを立てる

運営支援者は把握した被災状況をもとに、災害VCのスタッフや関係者、被災地社協とともに「災害VC活動計画」の策定に取り組みます。**(P34「様式3」)**

これは当面の災害VCの動きを示すもので、状況に応じて適宜変更を加えていくものにはなりますが、まずは活動の見通しを「見える化」することで、災害VCの活動が社協の事業全体と良好に連動する仕組みを整える必要があります。

つまり、運営を支援するという意味では多くの支援団体も存在しますが、社協の特性や事業、運営そのものを理解したうえでそれらを考えていくことが本運営支援者に求められるものとなります。(例：地区福祉委員会や民生委員・児童委員、ボランティア連絡会との関係性、理事会や総務機能など)

災害VC活動計画のポイント

❶災害VCの開設をするかどうか
➡**まず設置! ではなく被災地の状況から客観的な判断支援を!**

❷被災地社協職員の被災状況および災害救援活動対応可能職員の数
➡**内部の協力体制は? キーマンは誰?支援の担い手のポテンシャルをチェック!**

❸近隣社協の被害状況・動向の把握
➡**職員派遣などの応援は可能な状況にあるか?連携を密にとろう!**

❹災害ボランティアセンターの設置・運営方法について
➡**活動拠点はどこ?備品や資機材はある? 支援要請の規模や求められる人材は? 無理のない体制づくり・運営ルールづくりに寄り添って!**

❺被災者が必要とする支援の把握とその実施方法について
➡**被災者の声にならないニーズを引き出すことを心がけて!**

❻避難所・福祉避難所への支援について
➡**行政や関係機関、社協事業との連携、役割分担を確認!**

❼ 仮設住宅入居者への支援について
➡**被災者の直接的支援にとどまらず、被災地域全体のコミュニティ再生のためのエンパワメントの視点と精神的なサポートの視点を大切に!**

❽NPO等各種支援団体との連携とその調整について
➡**団体の特性や関わりを把握し、より良い支援につなぐこと、その力を活かすことを心がけよう!**

3 「被災地社協災害VC運営支援計画」の策定

■被災地の社協を支援していくための計画を立てる

運営支援者は被災地の社協とともに、被災直後の状況把握を行います。特に今後の支援の必要性、その規模（人数）、期間や求められる人材（スキル）などを被災地の意見とともにまとめ、一定期間ごとに「被災地社協災害VC運営支援計画」を作成し、府社協へ発信（報告）します。**（P36「様式4」）**

実際、被災地社協が自ら支援要請は出しづらいものです。そういったところに運営支援者が積極的に関わり、被災地の支援要請を代弁していくことは大変重要なことです。

府社協および府内社協災害支援連絡会はこの「被災地社協災害VC運営支援計画」を一つの基準として支援内容を検討・決定し、大阪府内での情報共有および、近畿ブロックや全国などに支援要請を呼びかけていくことになります。

収集、発信すべき情報の項目および内容および留意点

ここでは、収集・発信すべき情報の項目や内容、留意点を一覧形式であげています。災害VCとしては、すべての情報を収集しておかなければなりませんが、発信については、その状況に応じて効果的に行うことが必要です。

また、内容によっては、普段から準備しておかないといけない備品やいざという時に使える（あるいは借りられる）ように、情報を把握しておかなければならないものもあります。

被 害 状 況

- 被害情報の収集（報道、災害対策本部、実地検分などにより）
- 社協本部やその他拠点の建物の状況
- 社協役職員の安否確認
- 会館の利用者や日常生活自立支援事業の利用者などの安否確認

ライフライン関係

- 電気、ガス、水道、電話、インターネットなど
- 主要道路や鉄道など拠点へのアクセス状況

災害VC運営に係る資金関係

- 災害支援制度（大阪府共同募金会）※活動拠点事務所で申請する場合

※被災した場合、災害ボランティアセンター等、活動拠点用事務所の設置・運営に係る経費（備品・資機材、事務用品の購入、賃借料、光熱水費や電話代等）の準備金として上限300万円の支援資金を受けることができます。また、特に認められる場合は、この基準に関わらず、必要とする資金支援が受けられます。

（※参考 http://www.akaihane.or.jp/about/support/support02.html）

- 社協の基金等の取り崩しや、災害VC自身が活動の義援金を募集することも要検討。

災害VC運営用備品、資機材

- 普段から使用するもの（コピー用紙、ボールペンなど）
- 災害時に必要なもの（災害ボランティアセンターで必要な様式一式、府内版地図、懐中電灯、発電機、救急医療品、生活用品、食料など）
- 運営に必要なもの（パソコン、プリンター、デジカメ、テレビ、ラジオ、電話、プレハブ、大型テント、車両など）

ボランティア活動用備品

- ボランティアセンターとして必要なもの（土のう袋、一輪車、スコップ、ちりとり、バケツなどの資機材）
- ボランティアが用意するもの（ヘルメット、軍手、食料、ゴーグル、マスク、安全靴など）

※ここまでが主に先遣隊に関わる人の任務になります。
4からは全体に共通する事項をまとめています。
（ただし、災害VC活動計画や被災地社協支援計画は状況の変化に応じてその都度改定していく必要があります。）

4 災害VC開設および活動展開にむけたインフラ等の整備

■必要物資の先を読む

いざ災害VCを立ち上げるとなると、テントや活動道具、事務機器のインフラ、送迎のための車両などさまざまな機器が必要になってきます。

これらの準備として、まずは平時から各社協が行政や関係団体との協定などを結んでおくことが重要になります。しかし実際には協定があったとしても、被災状況により物流が途絶えるなど、これらの物資を十分に調達できない可能性もあります。

このような時、運営支援者は府社協や支援P、NPOなどとの幅広いネットワークを駆使し多方面から必要な機器を迅速に収集していくことが求められます。

また、活動が進むにつれて必要な物資や数も変わっていきます。先の状況を見ながら、必要な時に不足がないよう、その準備に取り組まなければなりません。

コラム ネットワークで集まる物資!!

【必ずおこる発災初期の資機材不足】

東日本大震災では、発災から２週間が経過した頃から、災害VCへ被災家屋のかたづけや床下の泥出し、敷地内の瓦礫の撤去ニーズが増えはじめた。その時点では、災害ボランティア活動を行なうためのスコップや一輪車などの資機材や送迎用車両、資機材運搬用車両がなく、宮城県利府市にあるストックヤードで借りることができたのがスコップ５個と一輪車５台くらい。近くのホームセンターにもなく被災地社協で用意できるのはこれが限界。

災害VC運営支援に入った私は資機材不足を目の当たりにした。

災害ボランティア150人の活動にはあまりにも少なすぎる資機材!。これが現実!。週末から始まる被災家屋のかたづけ作業に残された日数は１日。災害VC運営支援に入っているのに何もできないのはあまりにも悔しすぎる。大阪でのネットワークを生かせないのか? 一晩考えた末に無理を承知で以前施設の改修でお世話になった建築関係の事業者に寄附の相談をしてみた。

事業者からは、「ちょうど目に見える支援をしたいと思っていた」とのことで意気投合。その日の開店から大阪のホームセンターを手分けして駆け回り、購入した資機材を事業者のトラックに積み、その日の夕方６時に大阪を出発するとの連絡が入った。被災地からの切実な声に力が入ったようだ。

翌朝６時に大阪を出たトラックが到着し、そのトラックには、一輪車50台、スコップ50個の他、長靴、土のう袋、デッキブラシ、パンクしたときに交換するための一輪車の予備タイヤやチューブ、パンク修理道具など建築職人ならではの発想による資機材がたくさん積まれていた。早速、職員や災害ボランティアが総出でたくさん積めるようにとタイヤを外され積まれてきた一輪車を組み立て、災害ボランティアがたくさん集まる週末の土日に間に合わすことができた。

日頃からの顔の見える関係とネットワークの大切さと「何かできる支援はないのか?」と災害時の被災者への支援に対する意識の高さを改めて感じた。

【支援・絆を最大限つなげる】

震災後「絆」という言葉をあちこちで聞くこととなったが、「この時の支援と絆をこれで終わらせては! 最大限つなげるには?」との思いで、大阪に戻ってから時を見計らい、事業者に対してお礼と寄附をいただいた資機材の使われ方、被災家屋やニーズ依頼者の災害ボランティア活動前後の違い、様子を詳細に報告し、被災地の現状を伝えた。

その時、寄附事業者から「私たちにまだできることはありますか?」との質問をされ、「これからは他府県からのボランティアバスが必要です」と答えると、「私たちの会社で職人を集めてバスを１台出します」との新たな協力の話をいただき、発災後３カ月後に「大阪職人有志の会」と称し、寄附事業者の取引業者等にボランティア募集をしていただき、ボランティアバスを運行していただけることになった。

社協職員としての日頃のネットワークの必要性に加え、協力していただいたことに対するお礼と感謝の気持ちを持ち、報告を欠かさず丁寧に行なうことで、より信頼関係を深め新たな支援につなげることができることをこの時学んだ。

【おわりに】

東日本大震災のような大規模災害に対し、中小規模の災害になると発災翌日から被災者からのニーズが集まりだし、よりスピーディーな資機材の調達を必要とします。資機材がないと活動ができず、災害VC運営自体に影響がでます。被災地の物資や資機材は発災後初期においては必ず不足することが予測されることから、運営支援者は、地元の関係機関、団体、業者との日頃のネットワークを生かし、被災地外からの物資や資機材を調達することも一つの方法かもしれません。

また、最近はツイッターなどを利用して、必要な物資や資機材の数を瞬時に広報し、被災地内外からの支援を受けることも有効な手段の一つとなっています。

その他、東日本大震災の被災地でもストックヤードを設置する動きもあることから、府内でもブロック社協単位でストックヤードを設置することもスムーズな災害VC運営に必要かもしれません。

～被災地職員派遣での経験より～

5 多様な団体との協働、関係性の構築

■平時からのつながりの強化を基本に取り組む

災害VCには多種多様な支援の申し入れや協働の提案があります。これらは大変ありがたいことですが、現地の職員がこれらすべてに対応していては、それだけで大きな労力と時間を割くことになります。特に初対面であれば、最初の時点から双方の理解により多くの時間を費やさなくてはなりません。そのことにより地域に出る時間が減り、十分なニーズ把握ができないなど、結果悪循環につながる場合もあります。

運営支援者は平時から研修会や情報交換の場に積極的に参加し**(P27「人材養成」参照)**、さまざまなNPOや関係者、関係団体等とつながっておくことが重要であり、いざというときにはこれらの支援と災害VCをスムーズにつなぐ架け橋としての役割が期待されます。

コラム さまざまな企画の持ち込みや団体が来る事実を知っておくこと

災害VCにはさまざまな人や団体から協力の申し出がありますが、なかには「自分たちの理屈こそが正しい」と、ともすれば被災地が望んでいなこともあるかもしれません。災害VCの規模が大きくなればなるほど、そこに集まる人々の意見が多様になり相違も生まれ、コントロールが難しくなることは覚悟しなければなりません。マスコミや視察の対応なども煩雑になってきます。

しかし、良い部分を活かしそれらをうまく繋ぎ合せることこそが、社協が最も得意なことのはず。普段からアンテナを高くして、さまざまな人や団体の特性を見抜き活かす力を身につけておきましょう。何事も普段の取り組みや姿勢が大事ですよ。

～被災地職員派遣での経験より～

6 府内災害VCの情報共有

■情報共有の重要性

災害VCが府内に複数設置されれば、各被災地において支援活動の展開を考える際、他地域の状況を詳細に共有しておくことは重要なポイントの一つになります。例えば復旧期におけるボランティアバス運行企画などは、各被災地の状況を共有しなければ効果的に機能しない企画の一つと言えます。

■日々の活動報告

運営支援者は日々の活動記録として、府社協に必要事項（日報）を基本はメールにて報告します。ボランティア数などの基本事項の情報については災害VCからも行われるため最小限とし、特に現地での課題や整理が必要な事項などの経過について府社協へ報告し、府社協にて必要な情報の整理を行います。（報告の内容は状況により多様であることが予想されるため、特に様式は定めません）

■メーリングリストの活用

平時より運営支援者同士の情報共有の基本的な仕組みとして、メーリングリストを構築し、その運営管理は府社協で行います。

いざ災害が起こった時にはこのメーリングリストを活用し、上記の日報や必要な情報を、府社協から運営支援者のメーリングリストに流し共有します。

また今後、府社協と市町村社協間でイントラが構築されれば、それも最大限に活用できるよう取り組んでいきます。

■「運営支援者現地連絡会」の開催について

府社協は必要な時期を捉え、それぞれが状況を十分に共有し、効果的な支援が行えるよう、運営支援者が実際に顔を合わせて情報交換できる「運営支援者現地連絡会」を開催するなどバックアップに取り組みます。

運営支援者には、府社協および運営支援者間のネットワークやメーリングリストなどを駆使し、常に他地域の災害VCの状況を把握しておくことが求められます。

コラム 災害VCはどこを見て支援を組み立てなければならないのか

災害VCの支援で、一番大切にしなければならないことは被災者の心のケアを含めた支援です。

そのためには、被災者に寄り添い、被災者が求める支援を組み立てていくことが大切です。被災者がおかれる状況は日々変わっていきます。そのため、状況に合わせて支援の方法や体制を柔軟に変えていくことが求められます。

また、災害VCには多くのボランティアから活動希望の問い合わせがきますが、“ボランティアのための活動探し”ではなく、**“被災者の求めるボランティア活動”**を調整することを忘れてはいけません。

【隣の市の状況が気になる行政を目のまえにして…】

近隣市も同じように被災していたとしても、被災の状況や復興のスピードなどさまざまです。近隣市の災害VCの取り組みや支援の方法などを参考にすることは大切ですが、本市の災害VCが支援しているのは、本市で被災した住民です。住民が何に困っているか、本当に必要な支援を把握し、本市の住民のための支援を組み立てていくことが大切です。

また、被災した住民を支援する災害VCの運営には、行政との連携が不可欠です。行政へ求めるべき支援は何か、逐次状況を見ながら伝えていく必要があります。

～被災地職員派遣での経験より～

7 場面の展開を見据えたアドバイスとサポート

■変化する状況と災害VCとの関係を整理する

緊急期、復旧期、復興期など時の経過とともに支援活動内容や対象者も刻々と変化していきます。

具体的には仮設住宅の建設や見舞金・貸付等の開始、補償問題に関することなど被災者に関わる周辺のさまざまな支援制度が動きだし、災害VCを取り巻く環境も刻々と変化していきます。またこうした場面の展開を迎える時期には支援から取り残される被災者が出てくることにも特に注意が必要になります。

このような現状を捉え、災害VCの方向性と社協活動や事業、地域との関係性を図りながら、常に少し先を見据えたアドバイスをしていくことが求められます。

また、日頃から顔の見える関係だからこそ、継続的に支援に関わることができる近隣社協だからこそ、後押しの意味も込めて、励ましの言葉だけでなく、時には厳しい意見を客観的な立場から伝えることも必要となります。

■災害VC運営を担うスタッフへの配慮

発災直後から休みなく働く被災地社協スタッフの疲労が限界に達する前に、定期的に休暇が取れるよう疲労軽減や精神的なサポートなどにも配慮しながら、ブロック派遣職員やNPO関係者、長期ボランティアなどを含め、災害VC運営に関わるスタッフの必要人数や活動期間などの見通しを立て、より密に連携をとれる体制づくりに努めます。

コラム 場面の展開を見据えたアドバイス、サポートへの取り組み「運営支援者の視点は“ズーム”と“ワイド”!」

運営支援者は、カメラのように“ズーム”と“ワイド”を使い分け、被災地や被災者の状況、災害VCの仕事内容やスタッフの気持ちなど、刻々と変化する環境や問題を的確に捉えたいですね。“ズーム”は災害によって市民の暮らしが脅かされる問題一つひとつに焦点を絞り、じっくり取り組みを考える。“ワイド”は問題を時期や制度など広い視野で捉える意識です。

被災地の活動は日々の対応に忙殺され、目の前の問題にとらわれてしまうことがよくあります。運営支援者として、“ズーム”で被災地のスタッフ一人一人の『これまでの思い』や『これからの思い』に焦点をあてながら、“ワイド”で3日先、10日先、20日先とチョット先の活動まで幅広く焦点をあててみましょう。被災地社協スタッフの思いを“つむぐ”お手伝いをすると、チョット先の見通しが見えてくるはずです。

“つむぐ”お手伝いのポイントは、①『**歩みをふりかえる**』…発災日からこれまでをふりかえり、1歩ずつ前に進んできたことをみんなで確認する。着実に前に進んでいることをお互いにほめましょう。②『**今の思いを共有する**』…被災地社協スタッフの今の思いをお互い尊重しあいながら共有する。それぞれが持つ思いや活動、方向性を語ることで、被災者とともに災害VCの歩むべき方向性が見えてきます。③『**見える化する**』…より具体的に“何を”“いつ”“どうするか”など活動項目ごとに整理したり、被災地社協スタッフ全員が見ることのできるスケジュール表などに“見える化”してみましょう。節目節目で方向の修正・確認をすることができます。

～被災地職員派遣での経験より～

Chapter
Ⅱ

被災地社協の確認事項

ここでは、被災地社協として運営支援者とともにどのようなことを行うか、また運営支援者をどう位置付けるかについて整理します。

1 運営支援者の派遣要請について

先遣隊の派遣については迅速な対応に努めるため、要請の有無に関わらず、府社協会長が決定します。しかし、その後の派遣については被災地社協会長からの派遣要請に基づいて継続して派遣されるようになっていますので、必要に応じて継続派遣の要請を府社協会長に対して行います。
（P31「様式 1-2」）

2 運営支援者とともに行うこと

運営支援者（先遣隊）が到着したら、一緒に現地の被災状況の確認や社協の現状確認および説明を行います。

それらの状況をもとに災害VCの設置の判断をし、設置が決定すれば、運営支援者とともに災害VC活動計画を作成し、今後の災害VCの方向性を決めていきます。

また運営支援者は、今後の被災地社協に必要とされるマンパワーや、物資等を「被災地社協支援計画」としてまとめる任務がありますので、必要事項を伝える等、ともに作成をしていきます。

3 運営支援者の位置づけ

運営支援者は災害VC全体を見渡し、その運営や活動の方向性について一緒に考え、アドバイスをしていく役割をもって派遣されます。

受け入れの際には、災害VCの一セクションに配置するのではなく、全体が見えるセクション（センター長や中核スタッフなどの補佐的な役割等）に位置付けてください。

ただし、センターを運営するのはあくまでも被災地の災害VCのスタッフが中心となります。運営支援者はセンター長等の代役ではありませんので、例えばミーティングの進行などは基本的にはセンタースタッフで行うことになります。運営支援者は、ミーティングの方法の改善提案や、現在のセンター運営の課題の取りまとめと整理、他災害VCの情報提供などの部分を担っていきます。

災害VCの体制・連携におけるイメージ図

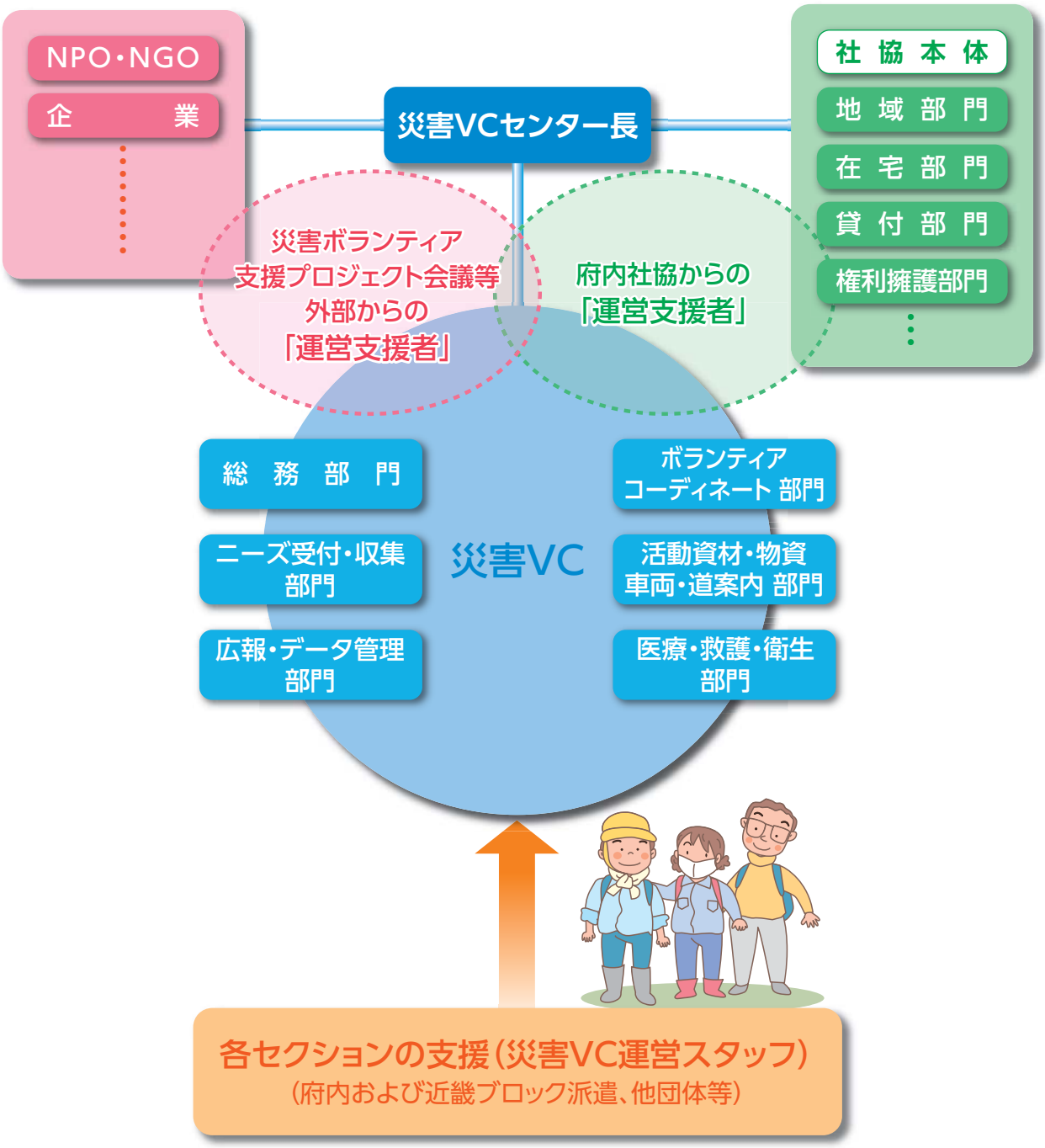

Chapter

Ⅲ

派遣に関する具体的な仕組み

ここでは支援協定に基づいて、特に補足が必要な項目および今後のブロック支援との関係性について整理します。

1 派遣の決定（協定書第5条：細則第9・11・13・16条）

第1クール目（先遣隊）は、府社協会長が指名し派遣要請を行います。

基本構成は府社協職員と市町村社協職員の2名1組です。しかし、状況によっては変則的な編成になる場合もあります。

派遣の基本期間は1週間としますが特に先遣隊は被災地の状況を十分に鑑みて調整します。

第2クール目以降は、被災地社協の会長からの支援要請を受けて、前クールの報告をもとに、府内社協災害支援連絡会で協議のうえ、府社協会長が派遣者を決定します。

派遣体制は基本的に1名、派遣の基本期間は1週間とします。

2 先遣隊の構成パターン（細則第9条）

被災の状況により、基本構成（府社協+市町村社協）では実施できない場合、府社協単独派遣、もしくは市町村社協単独派遣という構成も考えられます。その判断基準は以下の通りです。

いずれの派遣構成パターンであっても、派遣依頼は府社協会長によって行われることになります。〈※府社協会長が被災するなどの状況にある場合は、府社協内部の規定に基づく順序に従い代理者（副会長や常務理事）が派遣依頼を行うこととします。〉

派遣のパターン	基　準　等
府社協と市町村社協の混合派遣	• 先遣隊派遣の基本形
府社協単独派遣	• 該当市町村社協および運営支援者登録職員が全員被災するなど派遣できない場合
市町村社協単独派遣	• 府社協が被災、機能が麻痺し、府社協職員を派遣できない場合 • 府社協から被災地へのアクセス手段が寸断されている場合

3 活動に係る費用について（協定書第7条：細則第20条）

基本的にこの協定に基づく派遣に係る費用は、市町村社協連合会の負担とします。対象とする経費の内容については、別途市町村社協連合会が定める「福祉救援活動資金運営要綱」に基づき、「運営支援者」の派遣に係る日当、交通費や宿泊費、共通経費といった実費の経費とし、府社協と市町村社協連合会が協議のうえ決定します。

ただし、公的資金等の財源が確保できた場合は、そちらを優先します。

4 連絡調整機能について～市町村社協間～（協定書第9条：細則第22条）

市町村社協と府社協との連携を図るため、「府内社協災害支援連絡会」を府社協災害救援本部内に設置します。そこで市町村社協の支援体制全般について協議し支援に取り組みます。

5 連絡調整機能について～運営支援者間～（協定書第9条：細則第22条）

運営支援者に対する連絡調整機能としては、運営支援者同士が日々の状況を共有するためのメーリングリストを平時から構築し、災害時にはこれを活用して基本的な情報共有を行います。

また、必要に応じて実際に被災地社協および運営支援者が集う情報交換の場として「運営支援者現地連絡会」を設けます。

6 ブロック内における支援との関連

今後、大阪府内でもブロック内社協間の支援協定の締結が進んでいくことになるかと思います。そのような場合、ブロック間での人材の派遣との調整を十分に整理する必要がでてきます。

運営支援者の派遣についてもよりスムーズな調整を図るために、派遣人材の選定について、府社協からブロックに対して運営支援者の派遣調整依頼をするという仕組みも想定されます。

Chapter
Ⅳ

運営支援者養成のための仕組み

ここでは協定に基づいて人材養成計画や仕組み、研修の内容、登録の方法、その費用負担、養成の目的の根幹について整理します。

1 人材の養成計画について（協定書第8条）

毎年、各ブロックから1名と府社協職員1名の計5名を基準として1年間で養成し登録を行います。（※状況に応じて増員は可）

当面、各市町村社協に必ず1名は運営支援者が配置できるよう人材養成に取り組みます。

今後想定される大規模地震に備えるためにも、１日も早く、より多くの職員の養成・登録を目指します。

2 人材の選定

各ブロックからの受講者については、年度当初にブロック内での協議によって候補者を推薦し（P37「様式５」）、市町村社協連合会役員会で養成者の決定をします。

また、府社協の受講者については、年度当初に内部の協議により候補者を推薦し、府社協会長が決定します。

3 人材養成プログラムについて

全社協が主催する全国研修会が行われる場合は基本研修として必ず一度は受講することとします。

参加できない場合には参加者による復命研修等で内容を十分に理解することとします。

また、スキルアップの一環として、府社協が主催して行う研修への参加はもとより、これらの講座や災害ＶＣシミュレーションの講師としてその協力に取り組んでいきます。

※近畿ブロック社協間で、平成２５年度より災害時における災害ＶＣ運営支援に関する研修を合同開催するための協議が進んでいます。これが実現した場合は、本研修を全社協が主催する全国研修と同等に位置づけて活用することとなります。近畿ブロック内での開催となれば、養成のための経費負担が軽減され、受講定員を増やすことができるため、より早く、より多くの「運営支援者」養成につながります。

参加・協力が求められる研修や会議の種類

■登録するにあたって1度は受講が必修のもの

- 全社協が主催で行う災害ＶＣに関わる研修会等への参加もしくは参加者の復命による研修会への参加など

■参加協力が求められる研修、会議

- 府社協が行う災害担当者会議
- 府社協が行う災害担当者および災害ボランティア研修会
- 府社協およびブロックと共催して行う災害ＶＣシミュレーション　など

4 養成のための費用負担（協定書第7条：細則第21条）

全社協主催の研修会もしくは近畿ブロック社協で合同開催される養成研修の受講に係る費用については、協定書の第７条にあるとおり、原則、市町村社協連合会で負担します。

ただし、対象とする経費については「福祉救援活動資金運営要綱」に準ずることとします。

5 登録者の管理（細則第4条）

登録者については運営支援者登録シート（**P38「様式６」**）をもとに災害VCに関わった経験時期を考慮し、「1班」「2班」および「先遣隊」に分けて運営支援者登録名簿を作成し、府社協で管理します。

班分けの基準は以下のとおりです。

班および隊	基　　準
1　班	災害VCの「設置期」の経験を持ち、「復旧期」への関わりや経験が深い
2　班	災害VCにおける「復興期」や「生活支援期」への関わりや経験が深い
「先遣隊」	両班への関わりがともに深く、さらに災害VCに関わった経験が概ね20日以上ある登録者を先遣隊のリストに登録し、原則そのリスト内から任用される

6 養成の目的 ～社協職員としての基盤強化を目指す～

今回の「災害VC運営支援者」養成の目的は、災害時における支援が重点です。

しかし、災害時には日頃の地域福祉の実践力が赤裸々に試されるといっても過言ではありません。よって、「運営支援者」の養成および活動においては、災害時の専門的な経験や知識を深めるとともに、災害対応だけに特化することなく、基本的にコミュニティワーカーとしての力量向上につなげるものとして、その研修内容等の検討について、社協の本来事業との連携を十分に考慮して取り組んでいきます。

Chapter
V

様　式　集

ここからは支援協定やマニュアルに基づいて、各種書式（派遣要請の様式、被災地社協アセスメントのためのシート、災害VC活動計画、被災地社協災害VC運営支援計画、運営支援者推薦・登録の様式など）について整理します。

様式 1-1　派遣要請様式（府社協　⇒　運営支援者所属市町村社協）

大社福Ｖ発第〇〇号
平成　　年　　月　　日

社会福祉法人　〇〇〇社会福祉協議会
会　長　〇　〇　　〇　〇　様

社会福祉法人　大阪府社会福祉協議会
会　　長　　〇〇　〇〇

災害時における大阪府内社協間災害ボランティアセンター運営支援者に関する相互支援協定に基づく派遣要請について

標記について、大阪府内において発生した災害対応のため、貴社協職員を災害ボランティアセンターの運営支援者として下記の内容にてご派遣いただきますよう要請します。

記

1．派遣要請者	氏　名：
2．活動期間	平成　　年　　月　　日 ～ 平成　　年　　月　　日
3．活動場所	名　称： 住　所： 電　話： 責任者： 備　考：
4．現地担当者	氏　名： 所　属： 電　話：
5．主な業務	災害ボランティアセンター運営支援のための業務
6．備　　考 （移動方法等）	

様式 1-2　派遣要請様式（被災地社協　⇒　府社協）

平成　　年　　月　　日

社会福祉法人　大阪府社会福祉協議会
会　長　○　○　　○　○　様

社会福祉法人○○○社会福祉協議会
会　　長　　○ ○　○ ○

災害時における大阪府内社協間災害ボランティアセンター運営支援者に関する相互支援協定に基づく運営支援者の派遣要請について

標記について、本市（町村）において発生した災害対応のため、災害ボランティアセンターの運営支援者としての職員派遣を下記の内容にて要請します。

記

1．派遣希望期間	平成　　年　　月　　日 ～ 平成　　年　　月　　日
2．活 動 場 所	名　称： 住　所： 電　話： 責任者： 備　考：
3．現 地 担 当 者	氏　名： 所　属： 電　話：
4．備　　考 （移動方法等）	

様式２　（被災地社協　アセスメントシート）

（　　）社協　　記入者（　　）　　記入日：平成　　年　　月　　日

①社協役職員の安否確認作業の進捗状況

	総　数	確認済み	未確認	特　記　事　項
役　　員	人	人	人	
職　　員	人	人	人	

②社協建物の状況

	使　用	被　害　状　況
本　　部	可・不可・一部可	■ライフラインの状況（使用可に〇） ・電気　・ガス　・水道　・電話　・インターネット ■その他の被害状況
その他の拠点	可・不可・一部可	■ライフラインの状況（使用可に〇） ・電気　・ガス　・水道　・電話　・インターネット ■その他の被害状況

③拠点へのアクセス方法

	使　用	具体的アクセス方法
主要道路（車）（高速含）	可・不可・一部可	
鉄　　道	可・不可・一部可	
そ　の　他		

※可能であればアクセス方法を示した地図等を添付

④現時点で把握できている地域の被災状況

⑤災害 VC の設置について

	状　況	詳　細　内　容
災害 VC	・設置する ・しない ・検討中	

⑥現時点での社協の機能の状況

	状況　（利用者安否確認や事業再開等の見通しについて記載）
法人運営部門	
地域福祉部門	
権利擁護部門	
貸付部門	
地域包括支援センター	
介護サービス部門	
その他	

⑦現在社協が抱えている主な課題

⑧行政が設置する災害対策本部の動向および被災地社協との連携状況

様式３　（災害 VC 活動計画書）

※人的被害や物的被害の被災状況がわかる資料は別途添付

（　　）社協　　記入者（　　）　作成日：平成　　年　　月　　日

①当面、想定される被災地からのニーズの内容と、その把握方法

②災害ボランティアセンターの活動拠点の確保

	設置時期・場所・資材インフラ等の確認
本　　部	
サテライト	

③災害 VC 運営に関わる現地社協スタッフの体制（人数など）

（災害 VC に対する内部の協力体制）

④ブロック派遣や NPO など外部支援者の関わり状況および今後の予定

（すでに入っているＮＰＯ等の数やそれ以外に求める数など）

⑤活動に必要な資材と調達方法

⑥今後想定されるボランティアの受入見込みおよび希望

⑦社協事業と災害 VC との連携状況（避難所や仮設住宅等への支援も含めて）

⑧今後の災害 VC 活動展開の見通し計画

１週間後	
２週間後	
３週間後	
４週間後	
５週間後	
６週間後	
７週間後	
８週間後	

様式４　（被災地社協災害 VC 運営支援計画書）

（　　）社協　　記入者（　　）　作成日：平成　　年　　月　　日

①運営支援者派遣の概ねの期間と役割（予定）

日　　数	想定される役割（時系列で記載）

②当面、必要な災害 VC スタッフ人数および応援要請先

全体人数	活動内容内訳	派遣要請期間等
人	○受付　（　　）人 ○マッチング（　　）人 ○資材　（　　）人 ○配車　（　　）人 ○ニーズ　（　　）人 ○その他　（　　）人	

応援要請先	内訳人数	求めるスキルおよび専門性・その他備考
大阪府内市町村社協	人	
近畿および全国ブロック	人	
その他（　　）	人	

③地域福祉活動、社協事業（貸付、権利擁護、介護保険等）への支援対応

④当面必要な物資、資器材、金銭等への支援対応

様式５　運営支援者養成推薦（市町村社協　⇒　府社協・市町村社協連合会）

大社福Ｖ発第〇〇号
平成　年　　月　　日

社会福祉法人　大阪府社会福祉協議会
会　長　〇　〇　　〇　〇　様

大阪府内市町村社会福祉協議会連合会
会　長　〇　〇　　〇　〇　様

社会福祉法人〇〇〇社会福祉協議会
会　　長　　〇〇　〇〇

災害時における大阪府内社協間災害ボランティアセンター運営支援者に関する相互支援協定に基づく運営支援者養成候補者の推薦について

標記について、大阪府内において発生した災害対応のため、下記職員を平成〇年度の災害ボランティアセンター運営支援者の養成者として推薦します。

記

１ 推　薦　者	氏　名：		
２ 今までの災害支援経験（災害名）	災 害 名	関わったフェーズ	日　　数
３ 今までの社協での経験業務概要			

様式６　運営支援者登録（府社協　⇒　市町村社協）

大社福Ｖ発第〇〇号
平成　年　　月　　日

社会福祉法人　〇〇〇社会福祉協議会
会　長　〇　〇　　〇　〇　様

社会福祉法人 大阪府社会福祉協議会
会　　長　　〇〇　〇〇

災害時における大阪府内社協間災害ボランティアセンター運営支援者に関する相互支援協定に基づく運営支援者の登録について

標記について、大阪府内において発生した災害対応のため、下記職員を災害ボランティアセンター運営支援者として登録します。

記

１　登　録　者	（　　）社協　　（氏名：　　）
２　養成終了年度	
３　登 録 区 分	１班　・　２班　・　先遣隊
４　備　　考	

語句説明

○災害ボランティア支援プロジェクト会議（支援Ｐ）

災害ボランティア活動支援プロジェクト会議（支援Ｐ）とは、企業・社会福祉協議会・ＮＰＯ・共同募金会が協働するネットワーク組織のこと。災害ボランティア活動の環境整備を目指しており、人材、物資・資源、資金を有効に活用するため、現地支援を行っている。

平常時には関係機関・関係者調査などにより、次の災害時への備えのあり方を提案したり、災害ボランティアセンターやボランティア活動を支援するために、人・モノ・お金を効果的に活用するためのしくみづくりを行ったり、共同募金、社協、ＮＰＯ，企業など多様な機関の参画を促すため、活動等報告会や研修の場の提供を行う。

また緊急時には、災害ボランティア活動を支えるため、人材・資機材・資金の有効活用を目指し、広域的支援を調整・展開するとともに、活動の継続や復興支援のために資金提供を行う。

○災害対策基本法（昭和三十六年十一月十五日法律第二百二十三号）

（災害の定義）

災害対策基本法にて定める災害とは、暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する政令で定める原因により生ずる被害をいう。

○災害救助法（昭和二十二年十月十八日法律第百十八号）

（目的・救助の種類など）

この法律は、災害の際に、国が地方公共団体、日本赤十字社その他の団体及び国民の協力の下に、応急的に必要な救助を行い、災害にかかった者の保護と社会の秩序の保全を図ることを目的とする。

救助の種類は、①収容施設（応急仮設住宅を含む。）の供与 ②炊出しその他による食品の給与及び飲料水の供給 ③被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与 ④医療及び助産 ⑤災害にかかった者の救出 ⑥災害にかかった住宅の応急修理 ⑦生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与 ⑧学用品の給与 ⑨埋葬 のほか政令で定めるもの とされている。

また、これらの救助に要する費用は、救助の行われた地の都道府県が支弁することとなっている。

参考資料

災害時における大阪府内市町村間
災害 VC 支援体制構築検討委員会

活動報告

Ⅰ　検討の経過　・・・・・・P43

Ⅱ　設置要綱　・・・・・・P44～45

Ⅲ　協定書　・・・・・・P46～47

Ⅳ　実施細則　・・・・・・P48～51

Ⅴ　委員名簿　・・・・・・P52

災害時における大阪府内市町村間災害ＶＣ支援体制構築のための検討について

1．経緯

昨年の東日本大震災や水害など、県内複数の市町村が同時多発的に被災する「広域災害」における支援活動では、広域社協としての役割とその限界、あわせて市町村社協間における支援の有効性が明らかとなった。

そして、特に災害 VC の支援については、被災者中心・被災地主体の復興に向け、運営全体について初動から復旧・復興という流れを把握し、センターを方向づけていく視点やスキルをもった「運営支援者」の存在が重要であることが改めて確認された。

大阪府内ではこれまで、様々な被災地へ府社協と市町村社協の連携のもと、多くの支援職員を派遣してきた。その結果、現在、府内には豊富な経験を積んだ多くの社協職員がおり、今後、府内の市町村が被災した場合、このような経験値を積んだ職員が、被災地の災害 VC の運営をともに担うことで、より社協の力を活かした災害 VC 運営につながっていくものと考えられる。

そこで、今回は、大規模災害時に迅速かつ長期的な支援を行う視点から、府内近隣での顔の見える関係の中で、「運営支援者」における社協間の支援体制の確立を目的として、「災害時における大阪府内市町村間災害ＶＣ支援体制構築検討委員会設置要項」に基づき、以下の内容で検討を行った。

2．検討の経過

日　時	会　議　名	検討内容、協議事項
6 月 18 日	第 1 回検討委員会	検討項目の整理と進め方について
8 月　2 日	第 1 回作業部会	□主な検討項目 ・適応される災害の種類と程度 ・具体的支援内容の整理 ・派遣要請の仕組みの整理 ・派遣の仕組みの検討 ・人材育成計画と登録方法の検討 ・その他必要な項目　など □協定、実施細則、マニュアル（案）について
9 月 24 日	第 2 回作業部会	
10 月 22 日	第 2 回検討委員会	作業部会における検討内容について 協定書、実施細則、マニュアル（案）の確認
11 月　　中		＜意見集約・内容確認、修正作業＞
1 月 21 日	第 3 回検討委員会	協定書、実施細則、マニュアル（最終案）について 府内発災時における支援の流れについて
2 月　7 日	府社協と市町村社協連合会による協定の締結	＜マニュアル（確定版）印刷発注＞ ＜災害 VC 運営者研修への参加の開催（2/26-28 大阪会場）＞
3 月　　末	24 年度運営支援者の登録	本年度の検討委員を第 1 期運営支援者として登録

※作業部会のメンバーについては、委員の中の市町村社協幹部職員で構成

災害時における大阪府内市町村間災害 VC 支援体制構築検討委員会
設置要項

１　趣旨

昨年の震災や水害はいわゆる県内の複数の市町村が同時多発的に被災する「広域災害」であり、その際の広域社協（府社協）の役割と限界、市町村社協間における支援の有効性が明らかになった。

特に災害 VC においては、その運営スタッフの担い手は近畿ブロックの社協間支援協定や全国の社協ネットワークにより一定の支援体制の仕組みは整ってきてはいるが、被災地主体の復興に向けては地域福祉の視点から、災害 VC の運営全体について初動から復旧・復興という流れを把握し、センターをどう方向づけていくのかといった視点やスキルをもった「運営支援者」の存在が特に重要となる。

これらは本来都道府県社協が担うべき役割ではあるが、被災規模や状況によっては十分に担いきれない場面が出てきたり、また一方では中央共同募金会における全国災害ボランティア支援プロジェクトによる運営支援者の人材の派遣支援が行われているが地域性や期間的な課題もある中で、やはり迅速かつ長期的な視点から考えれば、府内近隣での顔の見える関係の中このような役割が果たせることは重要であることから、「運営支援者」における社協間の支援体制の確立のため、支援体制の検討委員会を設置し、支援マニュアルの作成およびその内容に基づいた府社協と市町村社協連合会の協定締結を目指す。

また本委員会においては人材養成もかねておこなうこととし、２４年度は経験値の高い職員を対象に、検討委員会への参画、および研修への参加を通じて第一期生として養成に取り組む。

なお本取り組みについては府社協と市町村社協の十分な協働体制を要する内容であるため府社協と市町村社協連合会の共催事業として取り組みを進める。

２　名称

この委員会は、「災害時における大阪府内市町村間災害 VC 支援体制構築検討委員会」
（以下委員会）と称する。

３　委員の構成

この委員会は下記のメンバーで構成し、大阪府市町村社協連合会会長が委嘱する。

（委員）

（１）市町村社協事務局長　　4 名程度

（２）市町村社協幹部職員　　8 名程度

（３）大阪府社協職員　　2 名程度

４　委員長構成

（１）委員会には、委員の互選により委員長１名、副委員長１名を置く。

（２）委員長は会務を総括し、会議の議長となる。

（３）副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

（４）委員長は必要に応じて会議に構成員以外のものの出席を求めることができる。

5　主な検討項目

（1）適応される災害の種類と程度

（2）具体的支援内容の整理

（3）派遣要請の仕組みの整理

（4）派遣の仕組みの検討

（5）人材育成計画と登録方法の検討

（6）協定書締結内容の検討

（7）その他関連事項

6　作業部会

上記検討項目を具体的に検討するために、作業部会を設置する。作業部会のメンバーについては委員の中の市町村社協幹部職員で構成する。

7　事務局

この委員会の事務局は、大阪府社会福祉協議会地域福祉部内に置く

8　設置期間

この委員会の設置期間は、平成 24 年 6 月 18 日から平成 25 年 3 月 31 日までの間とする。

9　その他

この要項に定めるもののほか、この委員会の運営に関し必要な事項は委員長が別に定める。

（付則）　この要項は、平成 24 年 6 月 18 日から施行する。

災害時における大阪府内社協間災害ボランティアセンター
運営支援者に関する相互支援協定書

大阪府社会福祉協議会（以下「甲」という。）及び大阪府内市町村社会福祉協議会連合会（以下「乙」という。）は、大阪府内における災害発生時において大阪府内の社会福祉協議会のネットワークを活かし、相互扶助の精神に基づき協定を締結し、積極的な支援活動を展開するものとする。

（目的）

第１条　被災地となった社協（以下「被災地社協」という。）における災害救援活動がスムーズに展開されるよう、災害ボランティアセンター（以下「災害 VC」という。）の運営支援を中心としながら、地域福祉の理念に基づいた災害救援活動、被災者中心・地元主体とした復興支援活動に取り組めるよう、これらについて高い経験値および知識を有する「運営支援者」を派遣するため、必要な次の事項を定める。

（適応する災害の種類）

第２条　本協定を適応する災害の種類については、次に掲げるものとし、いずれかに該当する場合とする。

（１）災害対策基本法に定義される災害等で災害救助法が適用された場合
（暴風・豪雨・豪雪・洪水・高潮・地震・津波・噴火その他異常な自然現象等）

（２）その他、多大な人的及び物的被害を受け、住民生活に甚大な支障が生じた場合

（支援の内容）

第３条　「運営支援者」が行う支援の内容については、次に掲げるとおりとする。

（１）被災直後における被災地の状況把握、情報収集、調査活動

（２）災害全般に関する情報収集、提供及び発信

（３）災害 VC の設置及び運営支援

（４）要援護者等の生活課題解決に向けた企画調整及び活動

（５）災害支援活動の開始及び展開・転換に関する相談支援

（６）その他、被災地社協を支援するために必要と認められる諸活動

（支援の要請）

第４条　この協定に基づく支援を受けようとする場合、被災地社協会長から府社協会長に要請する。ただし、先遣活動のための派遣についてはこの限りでない。

（支援の決定）

第５条　この協定に基づく支援の可否は第４条の要請に基づき甲の会長が決定する。

（支援の期間）
第６条　被災地社協へ支援する期間は、被災地社協会長と甲の会長が協議し決定する。

（経費の負担）
第７条　この協定に基づく支援活動および運営支援者の養成に要する費用は、原則、乙の負担とする。

（職員の養成及び確保）
第８条　この協定に基づく支援が行えるよう、甲は乙と協力してこの支援内容が遂行できる職員を養成及び確保する。

（連絡調整）
第９条　甲は乙と協力して、平時においては連絡網・手段を確立するとともに、災害時においては支援が円滑に行えるよう、連絡調整を行う。

（連絡会の設置）
第１０条　第２条に規定する発災時には、効果的な支援体制を確立するために甲と乙とで府内社協災害支援連絡会を設置する。

（その他）
第１１条　この協定に定めのない事項については、その都度甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各１通を保有する。

平成２５年２月７日

（甲）社会福祉法人　大阪府社会福祉協議会

会　　長　梶本徳彦

（乙）大阪府内市町村社会福祉協議会連合会

会　　長　高野勝

災害時における大阪府内社協間災害ボランティアセンター運営支援者に関する相互支援協定に基づく派遣実施細則

第１章　総則

（目的）

第１条　この細則は、大阪府社会福祉協議会（以下「府社協」という。）および大阪府内市町村社会福祉協議会連合会（以下「市町村社協連合会」という。）による災害時における大阪府内社協間災害ボランティアセンター運営支援者に関する相互支援協定書（以下「協定書」という。）の締結に伴い、協定の実施に必要な細則を定める。

第２章　職員の派遣等

（職員の派遣）

第２条　府社協および市町村社協連合会は、協定書第 3 条に掲げる支援について、職員を派遣することができる。

（職員の登録・変更）

第３条　市町村社協は、「運営支援者養成推薦」を届出し、指定の研修を修了することで、災害時において派遣が可能である職員をあらかじめ府社協に登録（以下「運営支援者登録職員」という。）する。

２　運営支援者登録職員の登録事項の変更及び削除、または登録したい職員の新規登録は、随時行う。

（登録区分）

第４条　府社協は、運営支援者登録職員を別表に掲げる１班、2 班および先遣隊（以下「隊」という。）に分類し管理する。

（任務）

第５条　運営支援者登録職員の任務は、協定書第３条に掲げるものとする。

第３章　先遣隊（第１クール）

（設置）

第６条　府社協および市町村社協連合会は、前条に掲げる支援を迅速かつ効率的に行うため、隊を設置する。

（構成員）

第７条　隊の構成員（以下「隊員」という。）は、次の各号いずれの条件も満たす者とする。

（１）過去の災害救援活動の日数が概ね２０日以上であること

（２）災害ボランティアセンターの「設置期」の経験を持ち、「復旧期」「復興期」「生活支援期」への関わりや経験が深いこと

（隊の任用）

第８条　府社協会長は、第４条に掲げる「先遣隊」登録リスト内の職員を要請に基づき、隊員に任用する。

（隊の編成）

第９条　隊の編成は、基本的に府社協職員と市町村社協職員の２名 1 組とする。ただし、被災した地域

が広域にわたる場合や、またその被災状況により府社協職員が派遣できないなどの場合は、この限りでない。

（隊及び隊員の任務）

第１０条　隊及び隊員の任務は、次に掲げる事項とする。ただし、任務を適正かつ確実に遂行するため、被災地となった社協（以下「被災地社協」という。）との協働のもと、「被災地社協アセスメントシート」を作成し、活動を行う。

（１）被災状況の情報収集及び調査活動

（ア）被災地域の被害状況

（イ）被災地社協の被害状況

（ウ）被災地行政が設置する災害対策本部の動向および被災地社協との連携状況

（２）被災地社協への提案及び助言活動

（ア）地域福祉・ボランティア推進部門による災害対応

（イ）災害ボランティアセンターの設置及び運営

（ウ）府内社協及び府外他府県社協による支援の必要性

（３）その他、被災地社協への支援を円滑に行うために必要な諸活動

（派遣の決定）

第１１条　府社協会長は、迅速な対応に努めるため、協定書第４条（支援の要請）及び第５条（支援の決定）の定めに関わらず、隊の派遣を決定することができる。

（隊の解散）

第１２条　府社協会長が、先の第１０条に掲げる任務が確実に遂行されたと認めたときは、隊を解散する。

第４章　運営支援者登録職員の派遣依頼及び命令

（派遣職員の選出および決定）

第１３条　第２クール目以降については、被災地社協会長からの要請を受け、隊の報告をもとに、府内社協災害支援連絡会で派遣職員を選出し府社協会長が決定する。

（派遣職員の依頼）

第１４条　府社協会長は、運営支援者の派遣に際し、該当する職員が所属する社協の会長（以下「所属社協会長」という。）に対して、職員の派遣を依頼する。

（派遣命令）

第１５条　派遣職員は、所属社協会長の命を受けて第５条又は第１０条に掲げる任務に就く。

（派遣体制および期間）

第１６条　派遣職員（第１クール目の隊員を除く。）は基本的に１名とする。また、派遣期間については１週間を基本としながら、協定書第６条の定めにより必要に応じて調整する。

第５章　派遣職員に関わる指揮及び服務

（指揮権限の委譲）

第１７条　所属社協会長は、派遣職員に関わる指揮権限を派遣先の被災地社協会長に移譲する。

（服務）
第１８条　派遣職員の服務は、派遣先の被災地社協が定める遵守事項等を適用する。
２　派遣職員は、被災地社協会長の命に従い任務を遂行する。

第６章　派遣職員に関わる災害補償

（災害補償）
第１９条　派遣職員が任務の遂行上において事故（負傷、疾病、死亡等）が生じた場合、原則として所属社協が本人又はその遺族に対して、必要な補償を行う。

第７章　経費の負担

（活動に係る経費について）
第２０条　協定書第７条に規定するとおり、この協定に基づく支援活動に要する費用は、原則、市町村社協連合会の負担とする。なお、対象とする経費については、市町村社協連合会が別途定める「福祉救援活動資金運営要綱」に準ずることとし、府社協と市町村社協連合会で協議し、決定する。
（養成に係る経費について）
第２１条　協定書第７条に規定するとおり、この協定に基づく運営支援者の養成に要する費用については、原則、市町村社協連合会の負担とし、対象とする経費については「福祉救援活動資金運営要綱」に準ずることとする。

第８章　連絡調整

（連絡調整）
第２２条　府社協は協定書第９条の定めに基づき、次に掲げる事項について連絡調整を行う。
（１）市町村社協間
市町村社協と府社協との連携を図るため、「府内社協災害支援連絡会（市町村社協連合会役員会および府社協で構成）」を府社協災害救援本部内に設置する。
（２）運営支援者間
運営支援者同士が日々の状況を共有するため、平時から使用できるメーリングリストを構築する。また、必要に応じて実際に被災地社協および運営支援者が集う情報交換の場として「運営支援者現地連絡会」を設ける。

第９章　雑則

（細則の変更）
第２３条　この細則に定めのない事項については、その都度、府社協と市町村社協連合会とで協議して定めるものとする。

附則
この細則は、平成 25 年 2 月 7 日から適用する。

【別表】

運営支援者登録職員の管理区分

班および隊	基　　準
１班	災害 VC の「設置期」の経験を持ち、「復旧期」への関わりや経験が深いこと
２班	災害 VC における「復興期」や「生活支援期」への関わりや経験が深いこと
「先遣隊」	両班への関わりがともに深く、さらに災害 VC に関わった経験が概ね 20 日以上あること ※上記に該当する登録者を先遣隊リストに登録し、原則そのリスト内から任用される

災害時における大阪府内市町村間災害 VC
支援体制構築検討委員会　名簿

【委員】　　敬称略・順不同

	氏　　名	所属・役職名
事務局長	名越　吐志子	島本町社会福祉協議会事務局長
	寺東　哲男	守口市社会福祉協議会事務局長
	森　　文雄	富田林市社会福祉協議会事務局長
	石原　文雄	貝塚市社会福祉協議会事務局長（委員長）
職員	広田　倫久	吹田市社会福祉協議会地域福祉課課長
	松永　喜雄	高槻市社会福祉協議会地域福祉課課長
	辻野　朋子	交野市社会福祉協議会地域福祉活動推進部門
	濱吉　信彰	寝屋川市社会福祉協議会地域福祉課係長
	松井　康祐	大阪狭山市社会福祉協議会地域担当主幹
	河浦　和哉	河内長野市社会福祉協議会地域福祉課課長
	猪俣　健一	阪南市社会福祉協議会地域福祉グループ
	仲谷　　大	和泉市社会福祉協議会法人運営係主任
府社協	林　　洋司	大阪府社会福祉協議会統括部長（副委員長）
	森垣　　学	大阪府社会福祉協議会事務局次長兼総務企画部長

【オブザーバー】

所　　属
大阪府福祉部地域福祉推進室地域福祉課企画調整グループ
大阪府政策企画部危機管理室危機管理課・消防防災課

【事務局】

所　　属	
西原　弘将	大阪府社会福祉協議会地域福祉部部長
多田　健造	大阪府社会福祉協議会地域福祉部主事

「災害ボランティアセンター運営支援者の活動および運用マニュアル」

平成25年3月

発行 社会福祉法人 大阪府社会福祉協議会
〒542-0065 大阪市中央区中寺1-1-54
TEL:06-6762-9631　FAX:06-6762-9679
災害時における大阪府内市町村間災害VC支援体制構築検討委員会

本マニュアルの作成には一部共同募金配分金を活用しています。